

氏名(本籍)	金 邦 龍 (韓 国)
学位の種類	博 士 (社会経済)
学位記番号	博 甲 第 1,186 号
学位授与年月日	平成 6 年 3 月 25 日
学位授与の要件	学位規則第 5 条第 1 項該当
審査研究科	社会工学研究科
学位論文題目	Regulation and Public Utility Pricing (公益事業料金の規制に関する研究)
主 査	筑波大学教授 Ph. D. 大 谷 順 彦
副 査	筑波大学教授 Ph. D. 厚 見 博
副 査	筑波大学教授 Ph. D. 小 田 切 宏 之
副 査	筑波大学教授 学術博士 門 田 安 弘
副 査	筑波大学助教授 Ph. D. 西 條 辰 義

論 文 の 要 旨

電話、電力、鉄道などの公益事業は、無駄な二重の設備投資を防ぐために、地域的な独占事業として認識されており、行政当局がこれらの事業に供給責任を課すと共に料金などについて各種の規制を行っているのが普通である。また、これらの公益事業のサービスに対する消費者や企業の需要は時間を通じて一定しているのではなく、夜、昼の別に従って、または通勤時間帯かどうかなどで、需要が大きく変動するのが一般的である。

本論文は季節別、時間帯別料金や二部料金制度を同時に採用している公益企業の利潤に対して政府が種々な規制を行った時、規制の影響が企業の価格政策や社会的経済厚生にどのような変化をもたらすかについて分析をしたものである。

本研究は全部で6章からなっている。先ず最初に研究の背景・目的や概略を述べたあと、2章では一種類の設備を持っている企業が独占利潤のために二部・時間帯別料金を採用している際に、独占利潤に規制を行ったときの影響を論じている。3章では同様な分析を、例えば水力と火力などの発電など、二種類の設備を持っている場合に拡張したもので、利潤規制は需要のピーク時に採用する設備の運転期間が短くなる傾向があることを指摘している。しかし、もし規制の仕方が単位当たりの利潤や費用のマークアップ率に関するものであれば、規制されない場合と同じ技術の使い方になることも指摘している。そして、社会的厚生に対しては、規制はいずれもマイナスの影響をもたらすことも示されている。これは、二部料金制度の特徴であって、通常の一部料金のときは結果が逆になっている。4章では間接税のある場合、税が産出高や価格に対する影響を論じたものである。5章ではもしも、

市場が競争にさらされた場合、二部料金制度を採っている企業が存続できるかどうかを吟味している。そこでは、消費者が同質である場合と、限界消費者の存在する場合が考慮されているが、前者の場合には企業は存続出来ないことが議論されている。6章では、もしも生産物の貯蔵が可能である場合（例えば電力の場合には揚水発電が可能な場合）を論じて、生産能力を有効利用するためには貯蔵の費用の多寡が重要な役割を担うことを示している。

審 査 の 要 旨

公共料金の規制の問題を論ずる際には、従来では二部料金制度と時間帯別料金制度を別々に取りあげて研究され、同時に取り扱って議論されることがなかった。この論文のメリットはこれらを同時に取りあげ、一つのモデルのなかで処理したことにある。従来の文献を十分に渉猟し、それを理解して整理したあとで自分自身の問題を研究したので、得られた結論も新規のものがあり、特に2、3章の議論は評価できるものを含んでいる。そういうメリットはあるものの、この学位論文で取りあげた問題自体は従来の枠をあまりでていない。例えば、鉄道や発電では環境・公害・安全性などがしばしば問題にされる。勿論、料金の規制は設備の規模に影響を与えるから、間接的にはこれらの問題も議論され得るが、もっと直接的にこう言ったものに取り組んで欲しかった。また、この論文の各所で得られた結論を単なる数式的な命題ではなく、理解し易く具体的にどのようなイメージを描いているのかの説明が不十分である。一般的にいて、議論の立て方も、従来分析されてきたものを少し一般化するといった手法が随所で目立つ。また、経済厚生を取りあげ方も、二部料金制度では消費者余剰が基本料金として取りあげられる傾向にあるから、独占利潤の増減という観点から議論されているが、あまり興味あるものではない。もっと、環境問題やピグー税などの観点からも議論されるべきではなかろうか。今後の追求が大いに期待されるところである。

よって、著者は博士（社会経済）の学位を受けるのに十分な資格を有するものと認める。